

共同募金会による豪雨等災害及び新潟県中越地震災害義援金の募集について

先般からの台風 23 号等による豪雨や、新潟県中越地方における地震発生により、各地域において死者・行方不明者、床上浸水、家屋倒壊など多くの住民に被害が生じ、ご存知のとおり下記の被災地県において災害救助法が適用されております。

この災害にともない、被災地県における共同募金会では、被災者への義援金の募集を行うことになりました。募集された義援金については、被災地県の共同募金会、県、日本赤十字社、NHK放送局等関係各機関で構成される義援金配分委員会で決定し被災者に配分される予定です。

つきましては、本県においても下記により義援金を取り扱うこととしておりますので、皆様のご協力をお願いします。

記

1. 義援金募集期間

- (1) 徳島県 台風 10 号被害
平成 16 年 8 月 5 日(木)～10 月 29 日(金)
- (2) 愛媛県 台風 15 号、16 号被災
平成 16 年 8 月 23 日(月)～10 月 29 日(金)
台風 21 号被災
平成 16 年 10 月 5 日(火)～11 月 30 日(火)
- (3) 岡山県 台風 16 号高潮等被災
平成 16 年 9 月 3 日(金)～11 月 1 日(月)
- (4) 香川県 台風 16 号による高潮災害
平成 16 年 9 月 3 日(金)～11 月 2 日(火)
台風 23 号による豪雨災害
平成 16 年 10 月 25 日(月)～12 月 30 日(木)
- (5) 広島県 台風 18 号被災
平成 16 年 9 月 14 日(火)～10 月 29 日(金)
- (6) 三重県 9.29 豪雨災害
平成 16 年 10 月 8 日(金)～11 月 30 日(火)
- (7) 静岡県 台風 22 号災害
平成 16 年 10 月 15 日(金)～11 月 15 日(月)
- (8) 宮崎県 台風 23 号被害
平成 16 年 10 月 25 日(月)～11 月 24 日(水)
- (9) 新潟県 新潟県中越地震災害
平成 16 年 10 月 25 日(月)～12 月 30 日(木)
- (10) 兵庫県 台風 21 号・23 号被災
平成 16 年 10 月 25 日(月)～12 月 30 日(木)
- (11) 京都府 台風 23 号被災
平成 16 年 10 月 26 日(火)～11 月 30 日(火)
- (12) 徳島県 台風 23 号被害
平成 16 年 10 月 27 日(水)～11 月 30 日(火)

2. 本県の義援金受付窓口

富山県共同募金会各市町村支会および富山県共同募金会

3 . 領収書について

寄付者には富山県共同募金会の領収書を発行しますが、所得税・法人税にかかる税制上の優遇措置を希望される場合は、別に被災地県共同募金会から発行される義援金領収書が必要ですのでお申し出ください。

4 . 送金先について

北陸銀行県庁内支店 普通預金

口座番号 1 0 5 2 3 8 0 「富山県共同募金会特別会計」

義援金をお寄せいただいた時に、とくに被災地県の指定がない場合や、上記口座へお振込みいただいた場合は、各県に対してお寄せいただいた義援金として、義援金募集期間に応じて等分することとさせていただきます。

5 . 義援金の集約及び配分

寄せられた義援金は、被災地県における共同募金会、県、日本赤十字社、NHK放送局等関係各機関で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分されます。

社会福祉法人 富山県共同募金会

〒930-0094 富山市安住町5番21号

TEL : 076-431-9800 FAX : 076-432-6124